

浜岡原子力発電所 4 号機 非常用ディーゼル発電機(B)の潤滑油プライミングポンプ
停止に伴う運転上の制限からの逸脱および復帰について

2018 年 10 月 6 日

発生場所	4号機 原子炉建屋内(放射線管理区域外)
発生年月日	2018 年 10 月 6 日
発生時の状況	<p>施設定期検査中の 4 号機において、0 時 33 分に非常用ディーゼル発電機(B)潤滑油圧力低の警報が点灯したことから、当社社員が現場確認したところ、潤滑油プライミングポンプ(注 1)が停止していました。</p> <p>当該ポンプの停止に伴い、4 号機非常用ディーゼル発電機(B)を運転できない可能性があることから、0 時 50 分に発電指令課長は、4 号機について原子炉施設保安規定に定める運転上の制限(注 2)の逸脱を判断しました。</p> <p>原子炉停止中においては、非常用ディーゼル発電機は、自号機の 1 台以上と他号機からの融通を含めて 2 台の待機要求があります。</p> <p>本事象発生時において、4 号機非常用ディーゼル発電機(A)は、海水系設備の電源盤を点検するために待機除外としていましたが、その後、待機除外を解除して待機状態とし、2 時 29 分に運転上の制限の逸脱から復帰しました。</p> <p>その後、調査した結果、潤滑油プライミングポンプが停止した原因は、潤滑油プライミングポンプの電源を切り切る電磁接触器の不良と推定しています。今後、予備の電磁接触器と取り替えます。</p> <p>本事象は放射性物質の放出にかかわる事象ではありません。</p>
お知らせ基準	「表 1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

注 1 潤滑油プライミングポンプとは、非常用ディーゼル発電機の停止中において、当該発電機を容易に起動するために、定期的に潤滑油を循環させるための設備です。

注 2 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、原子炉施設保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を判断し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。

以上